

和歌山県CSマイスター派遣事業実施要領

1 趣旨

市町村教育委員会や県立学校等からの要請に応じ、コミュニティ・スクールの円滑な実施に向けて助言を行う者（以下「CSマイスター」という。）を派遣し、推進体制の構築や取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを促進する。

2 対象

市町村教育委員会及び県立学校等

（新規に申請した市町村や学校を優先するが、予算の範囲内で対応が可能な場合は、継続での派遣も可とする。）

3 申請書の提出

派遣を要請する市町村教育委員会及び県立学校等は、和歌山県CSマイスター派遣申請書（別記第1号様式）を和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

4 派遣の決定

課長は、前項の規定による要請があったときは、その内容を審査し、和歌山県CSマイスター派遣決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

5 CSマイスターの派遣

課長は、前項の規定によりCSマイスターの派遣を決定したときは、派遣要請の内容に適任と認めるCSマイスターを派遣するものとする。

6 実施報告書の提出

CSマイスターの派遣を受けた市町村教育委員会及び県立学校等は、和歌山県CSマイスター派遣実施報告書（別記第3号様式）を課長に提出するものとする。

7 派遣回数

同一市町村及び同一校において、複数回の派遣についても可とする。

8 派遣経費

CSマイスターの派遣に関する経費のうち、謝金及び旅費については県が予算の範囲内で負担するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。